

仕 様 書

品名	精 米	仕様書番号	給－１４
		作成年月日	令和５年１１月３０日
		作成部隊名	航空学校宇都宮校管理課給食班
		作成責任者	上原 將

１ 総 則

この仕様書は、令和６年１月～３月に陸上自衛隊航空学校宇都宮校で調達する精米について規定する。

２ 規 格

- (１) ５年度産米、栃木県産または茨城県産の１等、こしひかり、なすひかり、とちぎの星等であること。
- (２) １等米１００％とし、自主流通米であること。
- (３) とう精率９１％に精米されたものとする。
- (４) 納品時荷姿は、正味重量３０ｋｇ/袋とする。

３ とう精検査

- (１) とう精検査は、必要に応じ実施する。
- (２) とう精検査の立会を明示する場合は、官側と契約相手側の調整した日時に、官側検査官立会のもと、とう精を行う。
- (３) とう精検査の際に官側の立会を拒否したり、妨害及び規格外の発覚等があった場合は、受領検査不合格と見なす。
- (４) とう精検査の際は、玄米の袋全数を「農産物検査法」に基づき、「産地、品種、生産年」の確認を行うこと。この際、無表示や別表示等が確認された場合は、受領検査不合格と見なす。
- (５) 玄米の表示の根拠及び表示内容(検査証明書)は、別紙第１のとおりとする。

４ 納品書に次の書類の添付を義務づける。

- (１) 品質証明書
玄米をどこから調達したかを証明するもので「産地」「年産」「銘柄」「引取期限」等を明記したもの。
- (２) 玄米仕入伝票のコピー
集荷業者の仕入先が発行するもので、「年産」「品種」「銘柄産地」「請求数量」「包装量目」「玄米納入業者名」「仕入元業者名」等を明記したもの。
- (３) とう精台帳のコピー
玄米の精米状況を明記したもの。
- (４) 検査証明書（玄米袋に明記）
ＪＡＳ法に基づく名称等の表示で、「検査請求者氏名、住所」「銘柄」「生産地」「品種」等を明記したもの。

５ 受領検査の実施

玄米及び精米品質基準（別紙第２）に満たない場合は、受領検査不合格と見なす。

6 その他

- (1) 配送を運送会社等に委託する場合、契約相手側は必ず納品に立会するものとする。
- (2) 物品管理官及び検査官が必要と認めた場合は、特別検査（DNA検査等含む）を実施する。
- (3) 契約相手側は、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議し、指示に従うものとする。

玄米の表示の根拠及び表示内容(検査証明書) の一例

検 査 請 求 者 記 載 欄		
検 査 請 求 者	○ ○ ○ ○	
住 所	○○県○○市◇◇町○ー○ー○	
代 理 人	株式会社 △ △ △ △	
住 所	○○県○○市☆☆町△ー△ー△	
生 産 地	○ ○ 県	
品 種 名	☆ ☆ ひ か り	

検 査 証 明 書		
令和 ○○ 年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の 事項を証明する。
銘柄 ○○県産	☆☆ひかり	
正味重量規格 3 0 k g	等級	○○県食糧集荷共同組合 年 月 日 ○○商事
皆 掛 重 量 3 0 . 5 k g		

※ 検印の確認を忘れないようにすること。

異物混入量の規定の細部

1 根 拠

「玄米及び精米品質基準」及び米穀公正取引推進委員会の定めるガイドラインを準用。

2 ガイドラインに示されたる精米の品質基準（抜粋）

- (1) 土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入されていないこと。
- (2) 粉状質粒（粉質が粉または、半粉状の粒をいう）は15%以下とする。
- (3) 被害粒（汚染又は、損傷を受けた粒をいい、着色粒を含む砕粒を除く）は2%以下とする。
- (4) 着色粒（粒面は全部又は、一部が着色した粒をいい、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く）は、0.2%以下とする。
- (5) 砕粒（完全粒の2/3～1/4までの大きさの粒をいい、具体的には針金番線25番線ふるい目の開き1.7mmのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさ粒をいう）は8%以下とする。
- (6) 異種穀粒（うるち精米以外の穀粒をいい、消費者の食用に供するため混入した穀粒を除く）及び異物（穀粒以外のもの及び完全粒に1/4未満の大きさをいう）は0.1%以下とする。